

緊急告知

改正フロン法とは？

4月より改正されましたフロン排出抑制法の対応準備はできていますか？



業務用冷凍空調機器に使用されている「冷媒」の多くはフロンガスですが、現在使用されているフロン類の多くは、代替フロンと言って「オゾン層を破壊しない」ものに転換されています。しかし、その代替フロンは、大気に放出するとCO2の数千倍もの「地球温暖化」に与える影響が大きく、排出削減が緊急の課題となっています。『できるだけフロン類を使用しない製品を製造し、使用しよう』『フロン類を使用している製品については、排出をしないようきちっと管理をしよう』ということになりました。

● 全ての業務用冷凍空調機器が対象となるやるべきこと 簡易な点検を3ヶ月に1回以上

(1) 適切な場所への設置等

すべての機器に対して、機器の損傷などを防止するため、適切な場所への設置を求めており、設置する環境の維持保全等を求めております。

(2) 機器の「簡易点検」(四半期に1回以上)及び点検の記録・保管

すべての機器の所有者等の「管理者」に対して、使用する全ての業務用冷凍空調機器について日常的に行う「簡易点検」を四半期に1回以上行うよう定めています。この「日常点検(簡易点検)」は、機器ユーザーが自ら実施することが求められています(専門業者に依頼しても可)。また、点検した場合には、その記録及び保管が求められています。

(3) 漏えい防止措置、修理しないままの充填の原則禁止

冷媒漏えいが確認された場合、やむを得ない場合を除き、可能な限り速やかに漏えい箇所の特定・必要な措置を行うことが求められています。

(4) 簡易点検の主な内容

安全で容易に目視点検などが出来る程度で①機器内の温度②油のにじみ③異常振動④異常運転音⑤腐食⑥錆などの項目を点検することになっています。

● 一定規模以上の機器が対象となるやるべきこと 専門業者による定期点検

機種	圧縮機電動機定格出力	点検頻度
エアコン	7.5kw以上50kw未満	3年に1回以上
	50kw以上	1年に1回以上
冷凍冷蔵機器	7.5kw以上	1年に1回以上

一定規模7.5kw以上の機器について、専門業者などの十分な知見を有する者による「定期点検」も定められています。

- ## ● 罰則は??
- みだりにフロンを放出した場合(1年以下の懲役または50万円以下の罰金)
 - 上記(1)から(3)の判断の基準に違反した場合(50万円以下の罰金)
 - 算定漏えい量の未報告、虚偽報告した場合(10万円以下の過料)
 - 行程管理票の交付を怠った場合(50万円以下の罰金)

問い合わせは天草市商工会各支所へ